

日本司法支援センター中期計画（案）

平成26年 月 日 法務大臣認可

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民等が全国どこにいても、法的問題を解決する制度をより容易に利用でき、弁護士・司法書士等の法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするという「総合法律支援」に関する事業の実施の態勢を充実・強化するために設立された。

そのため、支援センターは、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すとともに、社会のセーフティーネットとして、国民等のニーズに十分に応えていくことが期待されている。

この期待に応えるべく、これまで、支援センターは、とりわけ、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援として

- ① 法的情報の入手が難しい人を支援するための情報提供業務
- ② 経済的に困っている人を支援するための民事法律扶助・国選弁護等関連業務
- ③ 地理的理由等から弁護士等へのアクセスが難しい人を支援するための司法過疎対策業務
- ④ 犯罪の被害に遭い精神的・経済的に苦しんでいる人を支援するための犯罪被害者支援業務
- ⑤ 東日本大震災の被災者支援業務

等の多様な分野にわたる業務に取り組んできた。

具体的には、主に

- 第1期中期計画期間

平成21年5月の裁判員裁判の開始及び被疑者国選弁護の対象事件の拡大への対応

- 第2期中期計画期間

平成24年4月に施行された「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）に基づく東日本大震災法律援助事業（以下「震災法律援助事業」という。）の実施を始めとする被災者に対する法的支援への取組や、平成25年12月に開始された被害者参加人に対する旅費等の支給業務（以下「被害者参加旅費等支給業務」という。）への対応等、年度を重ねるごとに果たすべき役割が拡大する中で、より充実した総合法律支援の実施に取り組み、成果を上げてきた。

第3期中期計画期間（平成26年度から平成29年度までの4年間）を迎えるに当たり、支援センターには、これまでも増して社会のセーフティーネットとしての役割が期待されている。

すなわち、上記の業務や取組を実施していく中で、自らが法的問題を抱えていることに気付いていなかったり、意思の疎通が困難であるなどの理由で自ら法的援助を求めることが難しいという司法アクセス障害が高齢者や障がい者等

に存在し、また、そのような高齢者や障がい者等は法的問題を含む複合的な問題を抱えていることが明らかになってきた。そのため、支援センターには、法律専門家と福祉専門家の協働により市民の生活向上や幸福追求に貢献するという法律福祉の観点から、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図り、当該高齢者・障がい者等にアウトリーチするなどして法的問題を含めて総合的に問題を解決するための取組（以下、この取組を「司法ソーシャルワーク」という。）において重要な役割を果たすことが期待されている。

また、引き続き、被災者に対する法的支援への取組を適切に実施することはもちろん、大規模な自然災害等の発生に備えて人的・物的な態勢を一層充実させ、災害発生地域の弁護士会・司法書士会等と連携しながら、被災者に対する法的支援をより迅速かつ適切に実施することが期待されている。

さらに、被害者参加旅費等支給業務のより円滑な運用や、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による在外外国人等に対する民事法律扶助業務への対応等の新たな課題も生じている。

そこで、支援センターは、より適切な業務運営を通じて、国民等のニーズ、とりわけ、司法に手が届きにくい人のニーズに十分に答えることができるよう、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第41条の規定により、第3期中期計画を定める。

I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の基本的姿勢

(1) 総論

法テラス運営理念に従い、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛けるとともに、利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に1回開催して、必要に応じて業務の改善を行う。

役職員は、常にコスト意識を持ち、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して、効率的で効果的な業務運営に努める。

(2) 東日本大震災の被災者に対する援助の充実

ア 震災法律援助事業による援助の充実

震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズをどの程度満たしているのかを分析した上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、震災法律援助について、被災

者が利用しやすい制度となるよう、巡回・出張相談、夜間・休日相談を充実させ、また、テレビ電話相談を拡充するなどし、被災者支援の充実を図る。

イ 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実

東日本大震災の被災地の地方公共団体と連携して、引き続き、弁護士・司法書士のほか、被災者のニーズに適した各種の専門家によるサービスを提供するなどし、被災者に対する包括的な支援の充実を図る。

震災法律援助事業による被災者支援が行えない場合であっても、被災者のニーズに応じ、民事法律扶助業務を通じ、巡回・出張相談等の方法により、適切な被災者支援を実施する。

(3) 高齢者や障がい者等に対する支援の充実

常勤弁護士等の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組については、司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的目標を平成26年度中に策定した上で、平成27年度以降、効率的かつ効果的に実施する。

その事業計画の進捗状況や目標の達成度合いについては、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。

2 組織の基盤整備等

(1) 支援センターの職員

ア 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等

(ア) 職員の採用及び配置等については、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点から踏まえた真に必要なものとする。

また、支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から、職員の採用及び配置等を行う。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。

(イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等の適切な実施や、支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組において、セーフティネットとしての重要な役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、必要性が認められる地域に配置する。

その前提として、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検討し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（取扱件数が業務量に直結しない司法ソーシャルワーク、関係機関との連携強化への取組状況などの事情を含む。）、その地域での常勤弁護士の役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割も期待されていることから、東日本大震災の被災者支援の経験を踏まえ、災害発生地域におけるより迅速・適切な被災者支援を実施できる態勢を整備する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。

その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等をあらかじめ明確にする。

そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の増加が見込めない場合には、業務量に応じて職員配置を見直す。

イ 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上

以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢を整備し、支援センターにおける中長期的な人材育成プログラムを構築する。

- (ア) 支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた各業務分野の実務能力や専門性を向上させるべく、体系的な研修を企画・立案して、計画的に実施し、その能力の向上を図る。
- (イ) 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図るため、研修を実施する。とりわけ、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような研修を実施する。

また、法曹となった者であっても、多様化する社会のニーズに対応するため、引き続き幅広い知見を得る機会を持つべきとの観点から、日本弁護士連合会等が行う法曹の継続教育の取組も踏まえ、常勤弁護士に対する研修を行う。

- (ウ) 上記(ア)、(イ)の研修を実施し、能力等の高い職員については、国、地方公共団体、独立行政法人、民間企業等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態

勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。

3 組織の適正性堅持

(1) ガバナンスの強化

本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努める。

地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の構築に努める。

常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

(2) 監査の充実・強化

業務運営の適正を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査態勢の整備・強化を図るなどして、監査の充実・強化を図るとともに、監事監査、会計監査人による監査及び内部監査の連携を図る。

(3) コンプライアンスの強化

上記(2)の監査結果等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対してコンプライアンス・マニュアルを用いた研修を実施するなどして、法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

(4) 情報セキュリティ対策

支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況に応じて、政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。

4 関係機関等との連携強化

(1) 効果的な連携方策の策定

本部及び地方事務所は、支援センターの運営の参考とするための関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。

地方事務所で開催する地方協議会等については、毎年度、年度計画において当該年度に複数回の地方協議会等を開催する地方事務所の数を定め、実施する。また、その開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務内容を分かりやすく伝達するほか、参加者に対するアンケート調査を実施するなどして意見を聴取する。さらに、会議の形態を採るもののほか、

窓口対応専門職員や常勤弁護士を活用するなどして、関係機関・団体との意見交換や研修等を行う。とりわけ、司法ソーシャルワークを推進し、高齢者・障がい者等に対する法的支援（罪に問われた高齢者・障がい者の社会復帰に向けた法的支援を含む。）に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等とより密接な連携を図る。

(2) 連携強化のための体制構築

司法ソーシャルワークの推進に当たっては、関係機関との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。

5 より公正な報酬・費用の立替・算定基準の体系の構築

民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務に係る報酬及び費用の体系について、より公正な体系の構築に向けて多角的な視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

6 自然災害等に関するリスクへの対応の構築

東日本大震災の発生等を踏まえ、自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務の継続計画を策定・公表する。

また、その実効性を担保するため、地方事務所等が入居する建物の耐震性能の確保や必要なシステムの構築等を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 支援センターの業務全般に関する効率化

(1) 一般管理費及び事業費の効率化

ア 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。

また、管理業務の集約化等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

イ 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化を図る。

具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規追加分、拡充分等を除外した上で、以下の削減を行う。

(ア) 平成26年度は、一般管理費（人件費、公租公課を除く。）を、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費（立替金債権管理事務処理費を除く。）を除く。）を、前年度比1パーセント削減する。

(イ) 平成27年度以降は、一般管理費（人件費、公租公課及び事務所借

上料を除く。)を、毎年度、前年度比3パーセント削減し、事業費(民事法律扶助事業経費(立替金債権管理事務処理費を除く。)を除く。)を、毎年度、前年度比1パーセント削減する。

ウ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。これらの取組によって、経費の節減を図る。

(2) 事務所の業務実施体制の見直し

ア 出張所

出張所については、取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について不断に検討し、必要な見直しを行う。

イ 司法過疎地域事務所

(ア) 司法過疎地域事務所の設置・存置等に当たっては、その設置・存続の基準や設置プロセスを明確化し、その検討過程を明らかにする。

(イ) 司法過疎地域事務所の設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況等の要素を総合勘案して、必要な地に設置する。

(ウ) 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記(イ)の要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行い、司法ソーシャルワークや関係機関との連携強化への取組など取扱件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。

2 事業の効率化

(1) 情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)

コールセンターにおける情報提供について、応答率90パーセント以上を維持しつつサービスの向上に努めながら、業務量の変動を踏まえ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施する。

(2) 民事法律扶助業務(震災法律援助事業を含む。)

審査の適正の観点から合議制の審査を基本としつつ、事案に応じて単独審査を行い、援助開始決定時の単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、援助開始決定時に書面審査を活用したり、援助申込者からの提出書類の合理化などの取組を進める。これらの取組によって、審査の事務手続の平準化・合理化を図る。

被援助者の住居地と事件管轄地域とが極めて離れているなどの事情がある場合に、事案に応じて、両地域あるいは近接する地域に勤務する常

勤弁護士同士による共同受任に取り組むなどし、事件処理の合理化・効率化を図る。

(3) 国選弁護等関連業務

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件については、地方事務所限りで処理するなどし、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務を分担し、事務手続の合理化を継続して図る。

(4) 司法過疎対策業務

司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラについて司法過疎地域事務所が設置されていない司法過疎地域で開業する弁護士等の利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討する。

Ⅲ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 情報提供業務

(1) 情報提供業務の質の向上

ア オペレーター等の質の向上

情報提供窓口業務について、第三者による客観的評価を行い、その評価結果を活用して、ケーススタディー等を内容とする研修を企画し、オペレーター等に対して実施するなど、利用者に最適な情報提供を行う能力を養成し、オペレーター等の質を向上させる。

イ 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

コールセンター及び地方事務所において、我が国の法制度や相談窓口に関する外国人のニーズに適切に対応するため、外国語による情報提供の態勢を整備する。

ウ F A Q等の充実と活用

新たな法制度に速やかに対応し、利用者からの意見、要望等に適切に対応するため、F A Qを追加・更新する。また、外国人のニーズに適切に対応するため、F A Qの外国語への翻訳等を行う。

利用者が必要とする関係機関の詳細な情報を速やかに提供するため、関係機関と連携するなどして関係機関情報を追加・更新する。

さらに、これらの情報の活用を図るため、必要に応じて支援センターのホームページ上に公表する。

エ 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

コールセンター利用者が迅速に民事法律扶助に基づく法律相談援助を受けられることができるよう、必要に応じ、コールセンターにおいて利用者の資力を確認し、地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。

オ 利用者の利便性の向上

地方事務所における情報提供の特性をいかしつつ、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討する。

カ アンケート調査の実施

ホームページ等を利用した通年のアンケート調査や、各情報提供についての利用者に対するアンケート調査を行う。これらの調査において、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。

(2) 法教育の促進

法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえ、それらの関係機関と十分な連携を図りながら、法的問題に関する国民等の対応能力を高めるべく、支援センターが取り組む基本方針、実施方法等を盛り込んだ計画を策定・実施し、法教育に資する情報の普及により一層取り組む。

2 民事法律扶助業務

(1) 利用者の利便性の向上

ア 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行い、その結果を踏まえ、移動相談車両を用いた出張サービス、夜間相談やテレビ電話相談等の活用、契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等の工夫など、より身近な援助の方策を検討し、実施する。

イ 迅速な援助の提供の観点から、審査の適正を確保しつつ、援助申込みから援助開始決定までの期間の短縮を図るため、標準処理期間を14日間とし、その期間内に全国8割以上の地方事務所において処理を行う。

ウ 関係機関や利用者からの意見・要望等を適時適切に契約弁護士・司法書士に伝達するなどし、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。

(2) 代理援助・書類作成援助の活性化

ア 法律相談援助を利用した国民等のうち、代理援助・書類作成援助を利用することで法的問題の早期解決が見込まれる者について、代理援助・書類作成援助の利用に結び付けるための方策を検討し、実施する。

イ 法律相談援助のニーズが高い分野について、当該分野の関係機関・団体との連携をより一層図り、当該分野に係るリーフレット等を配布するなどして必要な情報を的確に周知し、問題解決に代理援助・書類作成援助が必要な利用者が適切にこれらを利用できる環境の整備に努める。

ウ 各地方事務所において、労働・DV・犯罪被害者・多重債務者等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談の充実を図るとともに、適切な受任者・受託者の選任に努める。

エ 利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の

種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等を整備し、適時に見直しを行う。

3 国選弁護等関連業務

(1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

ア 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設ける。

イ 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間(被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等)を設定し、実施する。

(2) 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得て、全ての裁判員裁判対象事件で、十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われるよう、国選弁護人の選任態勢を充実強化する。その目的を達するため、常勤弁護士の数の確保に努め、契約弁護士との連携を密接に行うとともに、裁判員裁判の経験や裁判員裁判に関する研修の受講などを登載条件とする実効性ある裁判員裁判専用の名簿の整備を全国的に行うなど、一層の選任態勢の充実に努める。国選弁護人が複数選任される際には、裁判員裁判対象事件の弁護の経験者と非経験者が選任されるなど国選弁護人選任の運用の工夫に一層努める。

常勤弁護士については、裁判員対象事件への適切な対応を可能とするための実践的な研修を実施する。

(3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図るなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図る。

4 犯罪被害者支援業務

(1) 犯罪被害者支援業務の質の向上

ア 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者支援連絡協議会の場を積極的に利用するなどして、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設け、犯罪被害者等やその支援に携わる者から構成される団体等との連携の維持・強化を図る。

また、犯罪被害者等に対する情報提供に関して、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者等及びその支援に携わる者の意見等からニーズをくみ上げる。

これらの取組を踏まえ、必要に応じて業務の改善等、適切な対応を

行うとともに、弁護士会等の関係機関と連携して、犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上に努める。

イ 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者等の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。

また、支援センターが提供する犯罪被害者支援の内容及び質を全国的に均質かつ一定の水準以上のものとするため、犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を各事業年度に1回以上実施する。

ウ 各地方事務所単位において、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努める。とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士について、複数名を確保した上で、毎年度、前年度より全国の契約者数の更なる増加に努める。このような取組を通じ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する態勢の整備・拡充を図る。

エ 経済的に困っている犯罪被害者等が民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備するなどして、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等に努める。

(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、これを迅速に行うため、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から支給までの目標期間(おおむね2週間以内)を定め、実施する。

IV 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 自己収入の獲得

(1) 寄附金収入

新たな寄附の受入れ方法を検討・実施するなどして、一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努める。

(2) 有償受任等による自己収入

司法過疎地域に設置した事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。

(3) 財政的支援の獲得

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援(例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等)の獲得に努める。

2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から立替金債権等の適切な管理・回収が極めて重要である。そのために、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理シス

テムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。

(1) 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

次の①から⑦の取組により、償還を要すべき立替金債権等については適切な回収を図り、他方で、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討することによって、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として、効率的で効果的な管理・回収を図る。

- ① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢を整備する。
- ② 全国一律の方針に基づき、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。
- ③ 援助開始時や償還開始時等における償還制度の説明を更に徹底するなどし、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。
- ④ 自動払込方法の多様化を図る。
- ⑤ 電話による督促を含め、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図る。
- ⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備するなどして、初期滞納の段階での回収の改善を図る。
- ⑦ 裁判所への支払督促の申立ての活用を図る。

(2) 償還率の向上

回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、上記(1)の取組によって、前年度以上の向上に努める。

(3) 立替金債権等の管理・回収状況の開示

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。

3 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築

正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対しては、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をするなど、本部において統一的な対応方針を策定する。その対応方針については、各地方事務所への周知を図るとともに、必要に応じて公表する。

4 予算、収支計画及び資金計画

別紙【P】のとおり

V 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は【P】(中期目標期間最終年度(平成29年度)における総支出見込額の1か月相当額)円とする。

この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画
なし。

VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
なし。

VIII 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実、職員研修の充実及び調査・研究の充実に充てる。

IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項

1 認知度の向上に向けた取組の充実

(1) 広報計画の策定等

基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、効果的かつ効果的な広報活動に取り組む。

また、広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考にして事後に分析し、翌年度の広報計画に反映させる。

(2) 効果の高い広報活動の実施

認知経路として上位を占めるテレビ広告、ホームページ等に加え、プレスリリース・記者説明会を機動的に開催する。また、情報伝達手段の多様化など社会の変化も踏まえ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等のメディア媒体を広報媒体として活用する。これらの取組によって、効果の高い広報活動を実施する。

(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在や役割を認知できるよう、省庁、地方公共団体、福祉機関・団体等に対して支援センターの業務内容等を的確に伝え、認識を深めてもらうことにより、これら関係機関と連携した効果的な広報活動に努める。

(4) 認知度の向上

支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。

2 施設・設備、人事に関する計画

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。